

23中地交第7号
2024年2月16日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 指宿 一郎 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

2024年春季生活闘争の要求

ヤマト社協業、2024年問題に対する不安のなか、確実に仕事をこなし、円滑な業務運行に努めていますが、心身共に疲労は限界に達しています。また、光熱費や食料品、生活必需品の相次ぐ値上げなど、日々の生活はより一層厳しい状況となっています。

そんな労働者の健康と生活を守るため、賃金、労働時間、休暇等について、以下の要求を提出しますので、3月13日までに中国支社として誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 月給制契約社員の基本月額を31,000円以上引き上げること
- 2、 時給制契約社員の時給を200円以上上げること
- 3、 時給制契約社員の基本給を全国一律制とし、時給を1,500円以上とすること。
- 4、 時給制契約社員の基本賃金について、基本給の下限額を200円引き上げること
- 5、 シニアスタッフ社員の基本給を月額38,000円以上引き上げ、大幅に改善すること
- 6、 正社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること
- 7、 短時間勤務社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること
- 8、 短時間社員の基本給を月額33,000円以上引き上げること
- 9、 一般職社員の基本給を大幅に改善し、地域基幹職1級と同等にすること
- 10、 正社員、一般職の定期昇給を完全実施すること
- 11、 全社員の年間一時金を4.5月とすること
- 12、 全社員に年末勤務手当(12/29~31)を1日5,000円支給すること
- 13、 全社員に対し扶養手当を支給すること

- 2020年に改定された配偶者に対する手当は見直し前の支給額に戻すこと。また、子供に対する手当を引き上げること。
- 14、全社員に住居手当を支給すること
2018年に改定により支給対象外となった一般職員については早急に支給対象者に戻すこと。なお、2019年度から実施している経過措置も中止し改正前にもどすこと
 - 15、全社員が社宅に入れるようにすること
 - 16、全社員に対し、退職金制度を設けること
 - 17、通勤手当については、本人申告の通勤経路を基本とし全額支給すること
 - 18、非番日労働の割り増し手当は、全社員100分の135として支給すること
 - 19、新規採用者の年次有給休暇の発給日数は20日とすること
 - 20、全社員に夏期休暇・冬期休暇を各3日以上付与すること
 - 21、有給の生理休暇を2日以上付与すること
 - 22、生理休暇取得に対し、賞与・昇給についての減算などペナルティを科さないこと
 - 23、全ての期間雇用社員について、アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員は全員正社員へ登用すること
 - 24、スキル評価において、スキル評価Aランクに到達できない職種が存在する。社員のモチベーションのうえからもスキルAランクに到達できない職種を無くすないしAランク項目を設けること
 - 25、登用に当たってweb方式の試験を廃止し、公平・公正な選考方式に見直すこと
 - 26、正社員登用について、2023年度中国管内の受験者数及び合格者数の男女別比率を明らかにすること
 - 27、正社員登用について、2025年度中国管内の登用人数を明らかにすること
 - 28、一般職から地域基幹職への転換について、要件を緩和すること
 - 29、2025年度中国支社管内の新規採用人数を明らかにすること
 - 29、要員不足について、中国支社管内の各局の実態把握を行い、解消のための具体的対策を明らかにすること
 - 30、2023年度の中国支社管内における時間外労働の状況を明らかにすること
 - 31、超過勤務に依存した業務内容を、1日8時間労働で終わる業務内容に改善し、必要な要員を正社員で確保すること
 - 32、女性仕様のユニフォームを作成し貸与すること。あわせて、雨具・防寒着についても女性仕様のものとする

- 3 3、パワハラ・いじめの実態が依然として報告されている。職場においても周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- 3 4、健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じること。また、勤務時間内に受診出来ない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- 3 5、病気休暇取得に関して、診断書必須ではなく領収書提出でも承認すること。
- 3 6、自家用車・バイクで通勤している社員に対する通勤手当について、年1回の見直しを改め2回とすること。また、ガソリン価格が高騰した場合については迅速に通勤手当の増額など対策を講じること

以上